

措置状況の報告（意見）

総務部（R6. 10. 11 実施監査）

チェック事項 所属名		補助金の交付事務について
職員課	意見	・前回、川越市職員団体に対する補助金について、交付申請書を交付要綱第5条第1項で定める期限までに提出させていなかった件に関して、今回も措置されていなかった。 交付要綱にのっとり、適正に事務処理をすること。 補助金の交付事務については、前回、注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったため、意見としたものである。今回の指摘を真摯に受け止め、適正な事務の執行に努められたい。
	措置状況	川越市職員団体に対する補助金交付業務の検証を行ったところ、川越市職員団体に対する補助金交付要綱に不具合があることがわかったため、令和7年1月14日付け市長決裁により、同要綱第5条第1項を改正し、適正な事務の執行のための整備を行ったところです。